



オンラインカジノの違法性について

警察庁 生活安全局 保安課

いわゆる「オンラインカジノ」について

いわゆる「オンラインカジノ」について、法律等による確たる定義はありませんが、インターネットで「オンラインカジノ」と検索すると、スロットゲームやカードゲームなど、海外にあるカジノなどで遊戯できるようなゲームを、パソコンやスマートフォンなどによりオンラインで利用できるウェブサイトが表示されます。

そして、このようなサイトは、日本語での表記がなされ、日本人が日本国内において利用できるものがあります。

これらのサイトには、銀行送金やクレジット決済等によりサイト上のゲームで利用できるポイントを購入し、ゲームの結果により増減したポイントを現金化するしくみが整備されているものが確認されています。これにより日本国内において「偶然の勝負に関して財物の得喪を争う」行為があれば、それは賭博罪に該当することが考えられます。

実際、これらオンラインカジノを利用した賭博事犯をこれまでも複数検挙しています。

オンラインカジノについては、近年、アクセス数の増加が指摘されるとともに依存症の懸念も顕在化しており、社会的な問題となっています。また、2022年3月に改定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」には、取締りを強化すべき違法なギャンブル等としてオンラインカジノに係る賭博事犯が明記されました。

さらに、同年6月の国会において、岸田総理大臣が「オンラインカジノについては違法なも

のであり、関係省庁が連携し、厳正な取締りを行わなければならない。また、資金の流れの把握、実態把握をしっかりと行うことは重要である。あわせて、依存症対策についても考えていかなければならない」旨答弁し、政府全体としてさまざまな角度から取り組むことが明確化されました。

オンラインカジノに係る賭博事犯について

(1)「賭博罪」について

刑法(明治40年法律第45号)では賭博に関して次のように規定しています。

第185条

賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

第186条

常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

賭博については、「偶然の勝負に関して財物の得喪を争うこと」と解されています。

「偶然」とは、当事者において確実に予見でき

ず、又は自由に支配し得ない状態をいい、「財物」とは、有体物又は管理可能物に限らず、広く財産上の利益であれば足り、「財物の得喪を争うこと」とは、勝者が財産を得て、敗者はこれを失うこととされています。

賭博罪には国外犯処罰規定がないため、賭博行為の全てが国外で行われている場合は、わが国の刑法が適用されることはないものの、一般的には、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、賭博罪は成立するとされています。

つまり、オンラインカジノサイトの運営主体がその国において合法とされる外国に所在したとしても、これを日本国内において利用して財物の得喪を争えば賭博罪が成立し得るものと考えられます。

(2) オンラインカジノに係る賭博事犯の検挙状況

オンラインカジノに係る賭博事犯について、近年の検挙事件数、人員は次のとおりです。

2020年中	16件	121人
2021年中	16件	127人
2022年中	10件	59人

警察庁では、賭客が自宅等においてパソコン等を使用して直接オンラインカジノサイトに接続し賭博を行うもののほか、賭博店に設置したパソコンを利用して賭客にオンラインカジノサイト運営者が配信するゲームをさせ賭博を行うものを総じて、オンラインカジノに係る賭博事犯としています。

上記検挙事件数、人員についてはいずれのものも含まれます。

(3) オンラインカジノを自宅等で利用した賭博事犯の主な検挙事例

・2016年、千葉県警察による検挙事例

日本国内の賭客を相手方として、日本国内の賭客の自宅等に設置されたパソコンから、海外

のオンラインカジノサイトにアクセスさせ、お金を賭けさせた者を常習賭博罪、賭客を単純賭博罪で検挙したものの。

・2016年、京都府警察による検挙事例

日本国内の自宅において、パソコンを使用して、海外のオンラインカジノサイトにアクセスし、同サイトのディーラーを相手方として賭博をした賭客を単純賭博罪で検挙したものの。

・2023年、千葉県警察による検挙事例

日本国内の自宅において、パソコンを使用して、海外のオンラインカジノサイトにアクセスして常習的に賭博を行い、その状況を動画配信していた者を常習賭博罪で検挙したものの。

・2023年、警視庁、愛知県警察及び福岡県警察による検挙事例

日本国内において、海外のオンラインカジノで利用される決済システムを運営し、賭客らがオンラインカジノで賭博をした際、常習的にこれを^{ほうじょ}幫助した者を常習賭博幫助で検挙するとともに、オンラインカジノを日本国内の自宅等で利用した賭客21人を単純賭博罪で検挙したものの。

警察の取組について

警察では、オンラインカジノに係る賭博事犯について、取締りを推進しているほか、犯罪の未然防止の観点から、オンラインカジノに係る賭博事犯の違法性について周知を図るべく、消費者庁と連携し、広報啓発用ポスターを作成し掲示しているほか、警察庁ウェブサイト等で情報発信を行い啓発に努めています。

また、警察庁ではオンラインカジノに関与する者に関する情報を収集するため、2023年10月から「匿名通報ダイヤル」の対象事案にオンラインカジノ賭博事犯を追加しました。

匿名通報ダイヤルとは、警察庁の委託を受けた事業者が、匿名による通報をフリーコールやウェブサイト等で受け付け、その情報を警察が捜

査などに役立つというものであり、事件検挙等に貢献があった場合には、情報提供者に情報料が支払われる制度です。

求める情報は、オンラインカジノ賭博事犯の犯行グループの検挙及び実態解明に資する情報であり、具体的には

- ・オンラインカジノの運営に関与する国内グループのリーダー、中核メンバー等に関する情報
- ・オンラインカジノに係る賭金の入出金に関与する国内グループのリーダー、中核メンバー等に関する情報

です。

詳しくは、「匿名通報ダイヤル」ウェブサイト*をご確認ください。

おわりに

インターネットでオンラインカジノと検索すると、オンラインカジノサイトのほか、これらを紹介、解説するウェブサイトも複数出てきます。

これらのサイトの中には、オンラインカジノの違法性について「取り締まる法律がないからグレーである」とか「胴元が海外で合法的に運営されているサイトであれば捕まることはない」などと書かれているものも多くあります。

国内におけるオンラインカジノ利用者の中には、このような誤った情報により違法性を認識することなく賭博行為を行っている者も多いかもしれませんし、実際検挙された賭客には「違法とは思わなかった」旨述べる者もいます。しかし、先にも述べたとおり、日本国内においてオンラインカジノを利用して賭博を行うことは違法であり、海外のライセンスを取得しているとされているオンラインカジノサイトであって

☒ 広報啓発用ポスター



も、これを利用した賭博事犯の検挙はこれまでに多数あり、これらの賭客には単純賭博罪が適用され罰金刑が科せられています。

もし現に利用していたり、これから利用を考えていたりする者がいれば、直ちにやめていただきたいところです。

また、オンラインカジノに関してはこれを運営する者、利用する者のほか、これらの決済手段に関与する者、これらを宣伝・誘引する者等、さまざまなかたちで関与する者がいます。

警察では、これらオンラインカジノに係る賭博事犯に関与する者についても、引き続き取締りを推進しています。

* <https://www.tokumei24.jp/>